

## 第2回鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時等

1 日 時 5月24日(火) 午後2時00分～午後4時30分

2 場 所 鹿児島家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 今村節子, 大島 明, 緒方直人, 佐藤武彦, 原 明日香, 原田けい子, 日高和広, 本田妙子, 増田 博, 村上 徳, 餅原尚子

(庶務) 津留昭憲事務局長, 寺崎典喜総務課長, 山口里枝子総務課課長補佐

(オブザーバー) 鬼尾義勝首席書記官, 松榮幸雄首席家裁調査官

### 第2 議 事

1 開会宣言 (総務課長)

2 鹿児島家庭裁判所長挨拶

3 新委員の紹介

4 協議 (○: 委員長, ■A~J: 委員, ◇: 庶務, ◆オブザーバー)

(協議要旨等)

(委員長)

○ 本日の第2回委員会では, 第1回委員会において決められた「家庭裁判所がより広く利用されるための方策 (司法アクセスの問題点)」について, 副題として「司法アクセスのための情報発信について」及び「窓口における手続相談の在り方について」の二つのテーマに分けて用意させていただいた。そこで, それぞれ所管部署の責任者から実情等を紹介してもらった上, 委員の皆様にご討議いただき, 問題点や改善点などに関して御意見・御提言をいただきたい。

(津留局長)

◇ 「司法アクセスのための情報発信」について説明 (別紙1のとおり)

(鬼尾首席)

- ◆ 「窓口における手続相談の在り方」について説明（別紙2のとおり）

(餅原委員)

- J 司法アクセスのための情報発信については、マスコミ等の活用も考えられるのではないか。

(村上委員)

- I 裁判所に来庁する、真に切実な問題を抱えている人に対してリーフレットなどを広めるためには、問い合わせがあったときにリーフレットを本人負担で郵送するなど、きめ細かなサービスが有用と思われる。また、メディアの活用についても、ただニュースやお知らせといったものだけでなく、家裁を舞台にしたドラマ等で家裁の在り方や職員の仕事を紹介する方が有用と思われ、広報にはいろんな形があるということを考えていただきたい。

(原田委員)

- E 窓口相談時間の20分から30分は、手続相談だけなのか、あるいは実体的な内容まで聞いているのか。配布を受けたリーフレットについては、市役所の市民相談等においても、説明する上で有用であると考えている。それから、出前講義について、もう少し詳しく話を伺いたい。

(委員長)

- 家裁について理解していただくための裁判官の出前講義についてはまだ検討中であるが、一般的に、学校教育の中で裁判所の業務や役割について話をすることは大切なことだと考えている。

(鬼尾首席)

- ◆ 相談時間が約20分というのはあくまで目途である。窓口相談は、原則として手続を中心に行うものだが、ある程度は実体に入らないと正確な手続教示はできないので、そのあたりは柔軟に対応している。

(餅原委員)

- J 第一に、窓口相談と家事相談に違いがあるのか、第二に小さい子どもを連れて女性などのために託児施設は整備されているのかお聞きしたい。第三に、意見として、裁判所で使われている言葉は難しいので、簡単な用語辞典のようなものはないのか、また、来庁した人にアンケートを実施し、わかりづらかった点等のアンケート結果をフィードバックしてもらえたら、実際に家事相談を受けた人の声が拾えるのではないか。

(鬼尾首席)

- ◆ 第一点については、双方とも手続相談という点で実質的には同じである。第二点については、託児施設としてキッズルームが整備してあり、場合によっては当庁の職員が面倒をみる。第三点については、相談においては難解な言葉をできるだけ使用しないようにしているし、申立書の記載例もわかりやすくなっているが、今後、アンケートの必要性につき、検討したい。

(委員長)

- 家事相談についてどこで知ったかの調査をし、多かった場所に対してパンフレットを送付したり、そこに赴いて説明したりすることを検討したい。また、相談に来庁した方々がどの程度満足されて帰られるのか、あるいは、どのような問題点に気付かれたのかという視点でのアンケートの実施についても検討していきたい。

(緒方委員)

- C 家事相談は実体的な中身の解決を含まないことは勿論だが、窓口で単に申立の振り分けをされただけだったとの印象を持たれないよう、解決の道筋が見えるような納得のいく手続説明をすべきではないか。

(鬼尾首席)

- ◆ 対立当事者がいるということを念頭におけばあまり深入りはできない

し、家事相談の本質としてどこまで関われるのかの限界があるため、あまりストレートに答えるわけにもいかない。

(今村委員)

- A 国民に親しまれる裁判所という意味では、今年実施された裁判所見学会は有効な手段ではないかと考えるが、今後も予定されているのか。

(委員長)

- 基本的には1年に1回程度続けていきたい。家裁関係では、模擬調停や少年の非行事件をテーマとした模擬審判の実施など、国民に親しまれる裁判所にしていきたい。

(日高委員)

- F 家庭裁判所において、日常の見学の機会はあるのか。

(大島委員)

- B 家庭裁判所での手続は、非公開が原則であり、本来傍聴・見学ということとはできないため、手続案内等のビデオを見ていただき、できる限り裁判官が、説明をしたり質疑応答に応じている。

## 5 次回の協議テーマについて

次回の協議テーマは、引き続き「家庭裁判所がより広く利用されるための方策」とする。

(協議要旨等)

(委員長)

- 家庭裁判所をより利用しやすいものとするための方策というテーマで、具体的な提言、更にはそれが現実化できるという議論にまでいかなかったので、本日の議論を踏まえ、裁判所としてある程度の成果を示した上で、次のテーマを議論してはどうかとの意見が多かったようである。

そこで、今回はもう一度「家庭裁判所がより広く利用されるための方策」というテーマとし、委員の方々には、ホームページの閲覧や手続案内システ

ムの体験等をしていただき，また離島等を抱えた5支部5出張所の特殊性も踏まえて，家庭裁判所をより利用しやすいものとするための方策としての提言などをしていただくことでいかがか。

全 員 異議なし。

#### 6 次回期日

次回期日は，平成16年11月29日（月）午後2時から午後4時までとする。